野洲市資料提供

提供年月日	令和４年 11 月 22 日
担当部課 連 絡 先	政策調整部 財政課 077-587-6069 総務部　　総務課 077-587-6038

令和４年第７回野洲市議会定例会提出案件について

■日程　　会期日程のとおり（２４日間）
■案件　　議案１８件
　　内訳：補正予算　　７件
　　　　　条例　　　１０件
　　　　　その他　　　１件

１　補正予算　７件

□議第 104 号　令和４年度野洲市一般会計補正予算（第 12 号）

①予算額
・補正前予算額　　２６，７３９，７３４千円
・補正額　　　　　　　１６５，１８５千円
・補正後予算額　　２６，９０４，９１９千円

②補正の概要

【歳入】
・障がい者に対する訓練等給付費等の支出見込みに伴う障害者自立支援費負担金（国庫支出金（74,144 千円）及び県支出金（37,072 千円））の増額
・障がい児給付費の支出見込みに伴う障害児施設給付費等負担金（国庫支出金（16,434 千円）及び県支出金（8,217 千円））の増額
・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上（99,982 千円）
・上屋市営住宅跡地売却収入の増額（123,400 千円）
・中主小学校新館棟大規模改修事業工期見直しに伴う学校施設環境改善交付金（△33,666 千円）及び小学校施設整備事業債（△283,400 千円）の減額

【歳出】
・上屋市営住宅跡地売却収入の市営住宅整備基金への積立て（123,400 千円）
・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業費の計上（99,982 千円）
・障がい者に対する介護給付費及び訓練等給付費、自立支援事業給付費、補装具費、障がい児給付費の支出見込みに伴う増額（181,156 千円）

・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金の計上
（113,438 千円）
・中主小学校新館棟大規模改修事業工期見直しに伴う工事請負費の減額
（△374,973 千円）
・中主中学校及び野洲中学校特別教室空調設置事業に伴う工事請負費の計上
（49,800 千円）

③繰越明許費の設定
・中主小学校旧館棟改築工事の工期が令和５年４月以降に工期延長される見通しであることから、備品購入費を翌年度に繰越（13,695 千円）

④債務負担行為
・野洲駅南口複合商業施設整備事業支援業務に係る債務負担行為の追加
（期間：令和４年度から令和５年度まで　限度額：19,000 千円）
・一級河川中ノ池川フラップゲート改修工事設計業務に係る債務負担行為の追加
（期間：令和４年度から令和５年度まで　限度額：4,000 千円）

□議第 105 号　令和４年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

①予算額
・補正前予算額　　　４，７４５，７４７千円
・補正額　　　　　　　　２４，５３５千円
・補正後予算額　　　４，７７０，２８２千円

②補正の概要
【歳入】
・保険給付費支給見込み額増額に伴う保険給付費普通交付金の増額（25,000 千円）
・未就学児均等割保険料の軽減に伴うシステム改修諸費用に対する保険給付費特別交付金の増額（165 千円）

【歳出】
・未就学児均等割保険料の軽減に伴うシステム改修に伴う国保連合会負担金の増額
（165 千円）
・一般被保険者高額療養費給付金の増額（25,000 千円）

□議第 106 号　令和４年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

①予算額
・補正前予算額　　　７３４，２１３千円
・補正額　　　　　　　　　△２４千円
・補正後予算額　　　７３４，１８９千円

②補正の概要

【歳入】

・人事異動等による職員給与費等繰入金の減額（△24 千円）

【歳出】

・人事異動等による人件費の所要額を減額（△24 千円）

□議第 107 号　令和４年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

①予算額

・補正前予算額　　　　４，８９１，６５０千円

・補正額　　　　　　　　　　５，６５０千円

・補正後予算額　　　　４，８９７，３００千円

②補正の概要

【歳入】

・地域支援事業に係る保健師の増員に伴う国庫補助金分（362 千円）及び支払基金交付分（488 千円）の増額

・人事異動等による人件費に係る国庫補助分（2,179 千円）及び支払基金交付金分（2,178 千円）、県補助分（1,089 千円）の増額並びに職員給与費等繰入金の減額（△2,004 千円）

【歳出】

・地域支援事業に係る保健師の増員に伴う会計年度任用職員報酬の増額（1,808 千円）

・人事異動等による人件費の所要額を増額（6,482 千円）

□議第 108 号　令和４年度野洲市水道事業会計補正予算（第１号）

①予算額

【収益的収入及び支出】

〔収入〕

・現計予算額　　　　　１，０５９，０３８千円

・補正予算額　　　　　　　　１３，５０５千円

・補正後予算額　　　　１，０７２，５４３千円

〔支出〕

・現計予算額　　　　　１，０２３，５７９千円

・補正予算額　　　　　　　　２０，４９０千円

・補正後予算額　　　　１，０４４，０６９千円

【資本的支出】

〔支出〕

・現計予算額　　　　　　　６４９，０４１千円

・補正予算額　　　　　　　　　　３４０千円

・補正後予算額　　　　　　６４９，３８１千円

②補正の概要

【収益的収入】

・電気代高騰に係る経費繰入の計上（地方創生臨時交付金）（13,505 千円）

【収益的支出】

・水源地電気代の増額（13,080 千円）

・漏水修理委託費の増額（9,000 千円）

・給料の増額（2,596 千円）、手当の増額（353 千円）、賞与等引当金繰入の減額（△240 千円）、法定福利費の増額（655 千円）、委託料の減額（△4,950 千円）、負担金の減額（△4 千円）

【資本的支出】

・給料の減額（△1,169 千円）、手当の減額（△311 千円）、賞与等引当金繰入の減額（△311 千円）、法定福利費の減額（△249 千円）

・国庫補助金返還金の計上（2,380 千円）

□議第 109 号　令和４年度野洲市下水道事業会計補正予算（第１号）

①予算額

【収益的支出】

〔支出〕

・現計予算額　　　　１，６６４，９７５千円

・補正予算額　　　　　　　　　　９６８千円

・補正後予算額　　　１，６６５，９４３千円

【資本的収入及び支出】

〔収入〕

・現計予算額　　　　　　２１２，９２１千円

・補正予算額　　　　　　　　２，０００千円

・補正後予算額　　　　　２１４，９２１千円

〔支出〕

・現計予算額　　　　　　８６０，３８２千円

・補正予算額　　　　　　　　１，８２７千円

・補正後予算額　　　　　８６２，２０９千円

②補正の概要

【収益的支出】

・給料の減額（△306 千円）、手当の増額（877 千円）、賞与等引当金繰入の減額（△58 千円）、法定福利費の増額（83 千円）、退職給付費の増額（363 千円）、負担金の増額（9 千円）

【資本的収入】
・社会資本整備総合交付金の増額（認可変更分）（2,000 千円）
【資本的支出】
・手当の減額（△66 千円）、賞与等引当金繰入の減額（△97 千円）、法定福利費の減額（△10 千円）、委託料の増額（2,000 千円）

□議第 110 号　令和４年度野洲市病院事業会計補正予算（第４号）

①予算額
【収益的収入及び支出】
〔収入〕
・現計予算額　３，３８２，１５４千円
・補正予算額　４１，９０５千円
・補正後予算額　３，４２４，０５９千円
〔支出〕
・現計予算額　３，１４０，０００千円
・補正予算額　１２７，１１３千円
・補正後予算額　３，２６７，１１３千円
【資本的収入及び支出】
〔収入〕
・現計予算額　８３９，７８３千円
・補正予算額　△２３４千円
・補正後予算額　８３９，５４９千円
〔支出〕
・現計予算額　１，００８，５６６千円
・補正予算額　△４６９千円
・補正後予算額　１，００８，０９７千円
②補正の概要
【収益的収入】
・新型コロナ地方創生臨時交付金（原油価格高騰分）の増額（41,905 千円）
【収益的支出】
・看護師給の減額（△20,000 千円）、医療技術員給の増額（2,000 千円）、医療技術員手当の増額（9,000 千円）、労務員手当の増額（1,000 千円）、賞与引当金繰入の減額（△16,087 千円）、会計年度任用職員給の増額（48,000 千円）、会計年度任用職員手当の増額（35,000 千円）、法定福利費の増額（3,000 千円）
・薬品費の増額（6,000 千円）、医療消耗備品費の増額（1,500 千円）
・光熱水費の増額（60,000 千円）、燃料費の減額（△15,000 千円）、通信運搬費の増額（700 千円）、委託料の増額（7,000 千円）、医師派遣負担金の増額（3,000 千円）

・減価償却費（建物）の増額（2,300 千円）、減価償却費（器械備品）の減額（△4,900 千円）、減価償却費（無形）の増額（2,600 千円）

・各種専門研修参加負担金の増額（2,000 千円）

【資本的収入】

・一般会計出資金の減額（△234 千円）

【資本的支出】

・給料の増額（2 千円）、賞与等引当金繰入の減額（△471 千円）

③債務負担行為

・野洲市民病院整備準備事業

期間：令和４年度から令和５年度まで

限度額：93,000 千円

２　条例制定・改廃　１０件

□議第 111 号　野洲市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第１項の規定に基づき、これまで教育委員会が管理し、及び執行していた教育に関する事務のうち、スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）、文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）の事務について、市長が管理し、執行することとするため、野洲市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を制定する。

施行日　令和５年４月１日

□議第 112 号　野洲市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に伴う関係条例に係る事務の移管のための整理に関する条例

文化・スポーツに関する事務の一部を教育委員会から市長部局に移管するため、関係条例の規定中「教育委員会」を「市長」に、「教育委員会規則」を「規則」にそれぞれ改める。

○【第１条】野洲市文化ホール条例の一部改正

○【第２条】野洲市スポーツ推進審議会条例の一部改正

○【第３条】野洲市総合体育館条例の一部改正

○【第４条】野洲市市民グラウンド条例の一部改正

○【第５条】野洲市中主Ｂ＆Ｇ海洋センター条例の一部改正

○【第６条】野洲市なかよし交流館条例の一部改正

○【第７条】野洲市余熱利用施設条例の一部改正

○【付則第３項】野洲市使用料条例の一部改正

施行日　令和５年４月１日

□議第 113 号　野洲市事務分掌条例の一部を改正する条例

野洲市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定により市長が管理し、執行する文化・スポーツに関することの事務について野洲市事務分掌条例に位置付けるため、所要の改正を行う。

・市民部の主な分掌事務に「文化及びスポーツに関すること。」を加える。

○【付則第２項】野洲市職員定数条例の一部改正

＜市長の事務部局の職員数＞

313 人 → 331 人

＜教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員＞

135 人 → 117 人

施行日　令和５年４月１日

□議第 114 号　野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例

野洲駅南口周辺整備構想の見直しに必要な調査及び検討をする機関として「野洲市野洲駅南口周辺整備構想検討委員会」を新たに設置するため、また、文化・スポーツに関する事務の一部を教育委員会から市長部局に移管することなどに伴い、所要の改正を行う。

○【第１条】野洲市附属機関設置条例の一部改正

本年５月 18 日に開催された野洲市民病院整備事業特別委員会において新病院の整備場所が示され、これを受け、本年８月 12 日の臨時議会における病院事業設置条例の改正により駅前市有地を新病院の場所とする定めを無くすことが議会で決定された。そして 11 月議会での総合体育館横市有地で市民病院を整備するための関係予算の成立等を以て当該条例改正が施行されれば、駅前において病院事業を行わないことが事実化する。これにより平成 27 年３月に策定された野洲駅南口周辺整備構想について、機能やゾーニングなどについて大幅な見直しが必要となることから、この内容の審議を行うため、野洲市野洲駅南口周辺整備構想検討委員会を新たに設置する。

○【第２条】野洲市附属機関設置条例の一部改正

文化・スポーツに関する事務の一部を教育委員会から市長部局に移管することに伴い、野洲市スポーツ推進審議会を教育委員会から市長部局に移管する。また、学校給食に係る附属機関である野洲市学校給食運営委員会、野洲市学校給食献立検討委員会及び野洲市学校給食物資選定委員会の３つの委員会を一本化し、効率化を図るため、野洲市学校給食運営委員会は野洲市学校給食センター運営委員会とし、委員の定数及び構成を改めるとともに、野洲市学校給食献立検討委員会及び野洲市学校給食物資選定委員会は廃止する。

施行日　公布の日（第２条の規定は、令和５年４月１日）

□議第 115 号　野洲市ふれあい教育相談センター条例の一部を改正する条例

ことばの教室事業を野洲市発達支援センターに移管するため、また、野洲市ふれあい教育相談センターの新築移転に伴い、当該センターの位置を変更するため、所要の改正を行う。

○【第１条及び第４条】

令和５年度から野洲市ふれあい教育相談センターのことばの教室に関する事業を野洲市発達支援センターへ移管することに伴い、関連する条文を整理。

○【第２条】

位置を変更

（変更前）　野洲市小篠原 1965 番地４

（変更後）　野洲市小篠原 1973 番地１

施行日　令和５年４月１日（第２条の改正規定は、新たに設置した野洲市ふれあい教育相談センターの開所の日）

□議第 116 号　野洲市発達支援センター条例の一部を改正する条例

野洲市発達支援センターの新築移転に伴い、当該センターの位置を変更するため、所要の改正を行う。

○【第２条】

位置を変更

（変更前）　野洲市小篠原 1965 番地４

（変更後）　野洲市小篠原 1973 番地１

施行日　新たに設置した野洲市発達支援センターの開所の日

□議第 117 号　野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例

人事院勧告を受け、政府が国家公務員のうち、特別職の給与改定について、一般職の国家公務員の給与改定に準じた法改正を閣議決定したことを受け、本市議会議員、市長等の期末手当についても同様の改定を行うため、所要の改正を行う。

○【第１条】野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正

・期末手当の引き上げ（令和４年度）

＜12 月＞ 1.625 月 → 1.675 月（＋0.05 月分）

○【第２条】野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正

・期末手当の期別間調整（令和５年度）

＜６月＞ 1.625 月 → 1.65 ＜12 月＞ 1.675 月 → 1.65 月（±0 月分）

○【第３条】野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正

・期末手当の引き上げ（令和４年度）

＜12 月＞ 1.625 月 → 1.675 月（＋0.05 月分）

○【第４条】野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正

・期末手当の期別間調整（令和５年度）

＜６月＞ 1.625 月 → 1.65 ＜12 月＞ 1.675 月 → 1.65 月（±0 月分）

○【第５条】野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例

・期末手当の引き上げ（令和４年度）

＜12 月＞ 1.625 月 → 1.675 月（＋0.05 月分）

○【第６条】野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例

・期末手当の期別間調整（令和５年度）

＜６月＞ 1.625 月 → 1.65 ＜12 月＞ 1.675 月 → 1.65 月（±0 月分）

施行日　公布の日（第２条、第４条及び第６条の規定は、令和５年４月１日）

□議第 118 号　野洲市職員の給与に関する条例及び野洲市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告に基づき、国家公務員の給与が改定されることを受け、本市職員の給料及び勤勉手当について、勧告内容に準じ、所要の改正を行う。また、会計年度任用職員についても、正規職員の改正を鑑み、所要の改正を行う。

○【第１条】野洲市職員の給与に関する条例の一部改正

・勤勉手当の引き上げ（第 22 条）

→正規職員：＜12 月＞ 0.95 月 → 1.05 月（12 月支給差額分 0.10 月）

→再任用職員：＜12 月＞ 0.45 月 → 0.50 月（12 月支給差額分 0.05 月）

・給料表（行政職、教育職）の改正（別表第１、別表第２）

（令和４年４月１日に遡及適用）

→民間給与との較差を埋めるため、初任給及び若年層の月例給を引上げ

→大卒初任給は 3,000 円、高卒初任給は 4,000 円程度の引上げ

→30 歳台半ばまでの職員が在職する号給の改定（平均改定率 0.3％）

○【第２条】野洲市職員の給与に関する条例の一部改正

・勤勉手当の期別間調整（第 22 条）

→正規職員：＜６月＞ 0.95 月 → 1.00 月 ＜12 月＞ 1.05 月 → 1.00 月

→再任用職員：＜６月＞ 0.45 月 → 0.475 月 ＜12 月＞ 0.50 月 → 0.475 月

○【第３条】野洲市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正

・期末手当の引上げ（第 29 条、付則第２項）

→会計年度任用職員：＜６月＞ 0.30 月 → 0.80 月

＜12 月＞ 0.30 月 → 0.80 月

・給料表の改正（別表第１）

→行政職給料表の改正に伴い、月例給を引上げ

施行日　公布の日（第２条及び第３条の規定は、令和５年４月１日）

□議第 119 号　野洲市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員の定年の引上げ、及びこれに伴う地方公務員法の一部を改正する法律に基づく制度改正に対応するため、関係条例に所要の改正を行う。

○【付則第３項】野洲市職員の給与に関する条例の一部改正
○【付則第４項】野洲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正
○【付則第５項】野洲市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正
○【付則第６項】野洲市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正
○【付則第７項】野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
○【付則第８項】野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正
○【付則第９項】野洲市職員の給与に関する条例の一部改正
○【付則第 10 項】野洲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正
○【付則第 11 項】野洲市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
○【付則第 12 項】野洲市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
○【付則第 13 項】野洲市職員の再任用に関する条例の廃止

（主な改正内容）

・定年年齢の引上げに関する規程の整備
→職員の定年年齢を段階的に 65 歳まで引き上げる。
（２年度毎に定年年齢を１年引上げ）
【定年年齢】
令和５年度：61 歳 ／ 令和７年度：62 歳 ／ 令和９年度：63 歳
令和 11 年度：64 歳 ／ 令和 13 年度：65 歳

・管理監督職勤務上限年齢制に関する規程の整備
→管理監督職勤務上限年齢（原則 60 歳）に達した管理監督職（管理職手当が支給されている職階、課長補佐級以上）の職員については、翌年の４月１日までに非管理監督職に降任する。

・定年前再任用短時間勤務制・暫定再任用制度に関する規程の整備
→60 歳に達した日以後最初の４月１日から定年退職の日までの間、退職した職員を短時間の職に再任用できる。
→定年年齢の引上げに伴い、現行の再任用制度は廃止。なお、定年年齢を引き上げる間は、現行と同様に再任用できる。（暫定再任用制度）

・情報提供・意思確認制度に関する規程の整備
→60 歳以後の任用、給与等に関する情報を提供するとともに、60 歳以後の勤務意思を確認する。

・60 歳を超える職員の給与に関する規程の整備
→60 歳に達した日後の最初の４月１日以後の給料の月額を７割水準とする。

施行日　令和５年４月１日

□議第 120 号　野洲市市民サービスセンター条例を廃止する条例

平成 16 年 10 月の合併以後、市民サービスの低下を避けるため、市民サービスセンターの設置等により、これまで証明書発行等の業務を継続してきたが、マイナンバーカードの交付推進に伴うコンビニエンスストアにおける各種証明書の交付促進により、窓口での証明書発行件数が減少していることから、行財政改革の視点から市役所等へその機能を集約すべく、令和５年３月 31 日をもって市民サービスセンターを廃止することに伴い、本条例を廃止する。

施行日　令和５年４月１日

４　その他　１件

□議第 121 号　和解について

損害賠償請求事件の和解をすることについて、地方自治法第 96 条第１項第 12 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

①当事者

甲　滋賀県野洲市小篠原 2100 番地１
野洲市
野洲市長　栢木　進

乙　東京都千代田区丸の内１－６－５丸の内北口ビルディング 20 階
株式会社ウエスト電力
代表者代表取締役

②事案の概要

甲及び乙は、令和４年２月１日から令和５年１月 31 日までを契約期間として、令和３年 12 月 13 日に野洲市役所他 26 施設電力供給契約（以下「本件契約」という。）を締結した。

令和４年４月、乙は甲に対し、エネルギー価格の高騰による電力の逼迫、市場価格の高騰等を理由に電力事業の廃止することを通知した。

甲は乙に対し、乙による電力供給の見込みがないこと等を原因として、令和４年７月８日付通知書で本件契約を解除した。

加えて、本来であれば、甲は契約期間満了まで契約単価による電力供給を受けることができるはずであったが、契約単価よりも高額な単価で電力を購入せざるを得なくなったことから、その差額を損害として乙に賠償を求めた。

甲及び乙は、損害金の支払及び金額等について協議を続けてきたが、乙から甲に和解金の支払の申し出があったことから、和解をしようとするもの。

③和解条項

(1)　甲及び乙は、本件契約は甲の令和４年７月８日付通知書の乙への到達により解除されたことを確認する。

(2)　乙は甲に対し、損害賠償金として金2,374万1,149円の支払義務のあることを認める。

(3)　乙は甲に対し、前項の金員を令和５年１月 31 日限り、甲指定の口座に振り込んで支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

(4)　甲及び乙は、甲と乙との間には本件に関し本合意書に定めるもののほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。

令和4年第7回野洲市議会定例会会期日程

（会期24日間）

月	日	曜日	開議時刻	種　別	摘　　要
11月	29日	火	午前9時	本会議	上程議案の提案説明
	30日	水		休　会	
12月	1日	木		休　会	
	2日	金		休　会	
	3日	土		休　会	
	4日	日		休　会	
	5日	月		休　会	
	6日	火	午前9時	本会議	上程議案に対する質疑、議案の委員会付託、一般質問
			本会議終了後	委員会	予算常任委員会、総務常任委員会、文教福祉常任委員会
	7日	水	午前9時	本会議	一般質問
	8日	木	午前9時	本会議	一般質問（予備）
			本会議終了後		会派代表者会議　※一般質問が7日で終了した場合は午前9時開催予定
	9日	金		休　会	
	10日	土		休　会	
	11日	日		休　会	
	12日	月	午前9時	委員会	総務・文教福祉常任委員会連合審査会（予定）
			審査会終了後	委員会	（総務）常任委員会
			委員会終了後	委員会	予算常任委員会（総務）分科会
	13日	火	午前9時	委員会	予算常任委員会（文教福祉）分科会
			分科会終了後	委員会	（文教福祉）常任委員会
	14日	水	午前9時	委員会	予算常任委員会（環境経済建設）分科会
	15日	木	午前9時		会派代表者会議
	16日	金		休　会	
	17日	土		休　会	
	18日	日		休　会	
	19日	月		休　会	
	20日	火	午前9時	委員会	予算常任委員会
			委員会終了後	委員会	議会運営委員会
			委員会終了後	協議会	全員協議会
	21日	水		休　会	
	22日	木	午前9時	委員会	議会運営委員会
			午前10時	協議会	全員協議会
			午後1時	本会議	委員会審査結果報告、同報告に対する質疑、討論、採決
			本会議終了後		議会だより編集委員会

※日程は、都合により変更する場合があります。
※種別欄の本会議、委員会、協議会は傍聴できます。
※種別欄の本会議は、生中継インターネット配信対象です。
野洲市ホームページより市議会の［ インターネット中継はコチラより ］から視聴できます。
ご視聴の際には大量のデータ通信を行います。スマートフォンなどのモバイル機器を使用される際には、Wi-Fiなどの通信環境をご利用の上、ご視聴いただくことをおすすめいたします。

令和4年度第3回新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画（11月補正提案分）

定 例 記 者 会 見 資 料
令和４年１１月２２日
政策調整部　企画調整課

No.	担当課	事業名称	事業の概要	総事業費（千円）	歳出補正額（千円）	交付金充当額（千円）	予算区分
1	総務課	公共空間安全・密回避事業（人権センター改修移転）※増額分のみ	【総事業費を増額】14,564千円　→　34,885千円(20,321千円増額） ソーシャルディスタンスを保つために、一部の部署を人権センターへ移転させるために掛かる工事及び整備費用。 ※事業規模拡大に伴い、総事業費を増額。	20,321	20,321	512	補正予算
2	税務課	令和4年分所得税の確定申告相談会場における感染症拡大防止対策事業	令和4年分確定申告相談において、3密対策の観点から会場を1か所増やし、追加会場の駐車場管理委託費用に交付金を活用する。	79	79	79	補正予算
3	税務課	確定申告相談会場における感染症拡大防止対策事業	確定申告相談会場において、感染対策として設置するアクリルパネル越しでも意思の疎通を図りやすくするために、マイク付きスピーカーシステムの導入を行う。	660	660	660	補正予算
4	障がい者自立支援課	障がい福祉サービス事業に係る車両の燃料費支援事業	コロナ禍に加え、原油価格高騰の影響を受けている福祉施設等に対して、自動車燃料に要する費用の一部を補助することで、福祉サービスの安定的な提供に寄与することを目的とする。	4,634	4,634	4,634	補正予算
5	障がい者自立支援課	通所・入所施設等に係る物価高騰支援事業	コロナ禍に加え、物価高の影響を受けている福祉施設等に対し、通所・入所施設等に係る光熱費及び物価高騰支援することにより、福祉サービスの安定的な提供に寄与することを目的とする。	11,351	11,351	11,351	補正予算
6	介護保険課	介護施設原油価格高騰対策支援金	コロナ禍において、原油価格高騰の影響を受ける市内の介護施設等に対して、車両保有台数に応じた支援金を支給することで経営を安定化を図る。	8,871	8,871	8,871	補正予算
7	介護保険課	介護施設物価高騰対策支援金	コロナ禍において、物価高騰の影響を受ける市内の介護施設等に対して、光熱費及び物価高騰に対する支援策として、施設定員数に応じた支援金を支給する。	12,775	12,775	12,775	補正予算
8	こども課	保育所等物価高騰対策事業補助金	コロナ禍における物価高騰に直面する民間の保育所等に対し、光熱水費の負担軽減のための支援を行い、民間園における保育サービスの維持を目的とする。	3,370	3,370	2,527	補正予算

No.	担当課	事業名称	事業の概要	総事業費（千円）	歳出補正額（千円）	交付金充当額（千円）	予算区分
9	こども課	民間保育所等オムツ処分環境整備事業補助金	市内民間園において、排泄物の処理や、オムツの持ち帰りによる新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐために、民間園でオムツ処分を行う環境を整備するための補助を行う。	3,000	3,000	3,000	補正予算
10	子育て支援センター	子育て支援センターにおける密を避けるための感染予防対策事業	新型コロナウイルス感染症感染予防に際し、3密回避を目的とする別コーナーを設けるための備品購入費。	136	136	136	補正予算
11	子育て支援センター	子育て支援センターにおける感染症拡大防止対策事業	新型コロナウイルス感染症対策のための弱酸性次亜塩素酸水等の消耗品を購入する。	27	27	27	補正予算
12	上下水道課	水道事業会計補助事業	コロナ過におけるエネルギー価格の高騰の影響により、市民や事業者の水道料金への価格転嫁による負担の増加を防止するため、水道事業会計に動力費上昇相当分を補助する。	13,505	13,505	13,505	補正予算
13	野洲病院	病院事業会計補助事業	コロナ禍における医療機関に対するエネルギー価格の高騰分への支援として、病院事業会計に電力･ガス料金の対前年比上昇分を補助する。	41,905	41,905	41,905	補正予算
			合計	120,634	120,634	99,982	

【参考】

〇令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金限度額： 414,795千円

令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当額： 414,795千円

（内訳）

・第1回計画事業交付金充当額（6月補正時） ：125,474千円

・第2回計画事業交付金充当額（8月補正時） ：189,339千円

・第3回計画事業交付金充当額（11月補正時） ： 99,982千円